

令和 7 年度 茨城県医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金

申請マニュアル

【申請期間】

令和 8 年 6 月 10 日（水）～ 令和 8 年 7 月 17 日（金）

【申請方法】

原則：インターネットによる申請

【お問合せ先】

茨城県医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金 相談窓口

電話番号：029-301-5155（医療機関等）

029-301-3095（介護・障害・幼保）

窓口開設期間：令和 8 年 6 月 10 日（水）～令和 8 年 7 月 17 日（金）

受付時間：平日 9 時～17 時

【専用ホームページ】 <https://www.bukcashien.ibaraki.jp>



1 支援金の概要

(1) 趣旨

エネルギー価格の高騰により増大する医療機関及び福祉施設等の負担を軽減し、健全な経営の維持を図るため、光熱水費等の負担が増大している医療機関及び福祉施設等を運営する法人又は個人に対し、予算の範囲内において茨城県医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金を支給します。

(2) 支給対象者

R7 年度支援金の支給対象となる者は、次の各号に掲げる全ての事項に該当する者としてします。

なお、事業所・施設とは、茨城県内に所在するものとします。

- ア R7.10.1 時点において、当該事業所・施設の開設について所轄の行政庁の許可若しくは指定等を受け、又は届出をしていること（ただし、補装具事業者は除く）。
- イ 別表 1 又は 2 のいずれかの区分の各要件を満たす事業所・施設を運営する法人又は個人であること。
- ウ R7 年度支援金を申請する時点において、休止又は廃止していないこと。

別表 1

区分		要件
医療機関等	病院及び有床診療所	保険医療機関であること
	無床診療所(医科・歯科)	保険医療機関であること
	薬局	保険薬局であること
	施術所	R7 年度に保険適用の施術の実績があること
	助産所	R7 年度に分娩又は妊婦検診等の実績があること
	歯科技工所	R7 年度に歯科技工物の作成又は加工等の実績があること

別表 2

区分		対象事業所・施設種別
介護施設等	入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、短期入所生活介護事業所（空床型を除く。）、短期入所療養介護事業所（空床型を除く。）、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
	通所系	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所（共用型を除く。）、通所リハビリテーシ

区分		対象事業所・施設種別
		ヨン事業所（介護老人保健施設、保険医療機関におけるみなし指定事業所を除く。）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所
	訪問系	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（保険医療機関におけるみなし指定事業所を除く。）、訪問リハビリテーション事業所（介護老人保健施設、保険医療機関におけるみなし指定事業所を除く。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、居宅療養管理指導（保険医療機関におけるみなし指定事業所を除く。）
障害福祉施設	入所系	障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所（空床型を除く。）、共同生活援助、宿泊型自立訓練
	通所系（者）	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、療養介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行支援、就労定着支援
	通所系（児）	児童発達支援、放課後等デイサービス
	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
	補装具製作所	R7 年度に県内市町村から代理受領方式による補装具費の支払を受けた実績又は償還払により利用者から補装具費の支払を受けた実績がある事業所
幼児教育・保育施設	幼稚園	幼稚園
	保育所等	保育所、地域型保育事業所
	認定こども園	幼保連携型、幼稚園型、保育所型
	認可外保育施設	認可外保育施設（居宅訪問型認可外保育施設を除く。）

(3) 支給額

- ・ R7 年度支援金には、「光熱水費」、「食材料費等」に係る支援があります。
なお、「食材料費等」は一部の事業所・施設のみが対象です。
- ・ 「光熱水費」、「食材料費等」とともに、それぞれ千円未満は切り捨てです。

ア 光熱水費

- ・ R6 年度支援金（申請受付期間 R7.4.21～R7.5.30）を受領している事業所・施設は、R6 申請時に用いた光熱水費（①R5 年光熱水費又は②R6 年 10 月、11 月光熱水費実績）の額を使用しますので、算出根拠書類の提出は不要です。

- ① 事業所・施設の開設時期が R6.4.1 以前であり、R5 年光熱水費が 1 年間（12 か月）分ある場合の計算式

$$\begin{aligned} & \text{R5 年光熱水費}_{※1} \times 6.5\%(\text{物価上昇率}) \times 1/2(\text{補助率})_{※2} \times \text{面積按分比}_{※3} \\ & \times 12 \text{ か月}/12 \text{ か月又は } 14 \text{ か月}/12 \text{ か月}(\text{支援期間})_{※4} \end{aligned}$$

- ② R6 年度支援金を受領しており、事業所・施設の開設時期が R6.4.1 以前だが R5 年の途中で新設したなど、R5 年光熱水費の 1 年間（12 か月）分の実績がない場合又は R6.1.1～R6.10.1 までに新設したなど、R5 年実績が全くない場合の計算式

物価上昇前相当(R5)の年間光熱水費(推計)

$$\begin{aligned} & \frac{(\text{R6.10 月、11 月光熱水費実績} \times 6 \text{ 倍} \div 104.1\%) \times 6.5\%(\text{物価上昇率}) \times 1/2(\text{補助率})_{※2}}{\times \text{面積按分比}_{※3} \times 12 \text{ か月}/12 \text{ か月又は } 14 \text{ か月}/12 \text{ か月}(\text{支援期間})_{※4}} \end{aligned}$$

- ③ R6 年度支援金を受領しておらず事業所・施設の開設時期が R6.4.1 以前だが R5 年の途中で新設したなど、R5 年光熱水費の 1 年間（12 か月）分の実績がない場合又は事業所・施設の開設時期が R6.4.2～R7.4.1 の場合の計算式

物価上昇前相当(R5)の年間光熱水費(推計)

$$\begin{aligned} & \frac{(\text{R7.10 月、11 月光熱水費実績} \times 6 \text{ 倍} \div 106.5\%) \times 6.5\%(\text{物価上昇率}) \times 1/2(\text{補助率})_{※2}}{\times \text{面積按分比}_{※3} \times 12 \text{ か月}/12 \text{ か月又は } 14 \text{ か月}/12 \text{ か月}(\text{支援期間})_{※4}} \end{aligned}$$

- ④ 事業所・施設の開設時期が R7.4.2～R7.10.1 の場合の計算式

物価上昇前相当(R5)の年間光熱水費(推計)

$$\begin{aligned} & \frac{(\text{R7.10 月、11 月光熱水費実績} \times 6 \text{ 倍} \div 106.5\%) \times 6.5\%(\text{物価上昇率}) \times 1/2(\text{補助率})_{※2}}{\times \text{面積按分比}_{※3} \times 6 \text{ か月}/12 \text{ か月又は } 8 \text{ か月}/12 \text{ か月}(\text{支援期間})_{※4}} \end{aligned}$$

※1 R5 年光熱水費

R5.1 月から 12 月を対象期間としますが、各事業者の決算期により「R5 年」の対象期間は異なるため、本支援金を算出する際の「R5 年光熱水費」は、R5.1 月から R5.12 月の光熱水費を一番多く反映した決算額（法人税等の確定申告額）とします。

【決算期別対象期間】

- 1 月決算⇒R5 年 2 月～R6 年 1 月の決算額、2 月決算⇒R5 年 3 月～R6 年 2 月の決算額、
- 3 月決算⇒R5 年 4 月～R6 年 3 月の決算額、4 月決算⇒R5 年 5 月～R6 年 4 月の決算額、
- 5 月決算⇒R5 年 6 月～R6 年 5 月の決算額、
- 6 月決算⇒R5 年 7 月～R6 年 6 月の決算額若しくは R4 年 7 月～R5 年 6 月の決算額、
- 7 月決算⇒R4 年 8 月～R5 年 7 月の決算額、8 月決算⇒R4 年 9 月～R5 年 8 月の決算額、
- 9 月決算⇒R4 年 10 月～R5 年 9 月の決算額、10 月決算⇒R4 年 11 月～R5 年 10 月の決算額、
- 11 月決算⇒R4 年 12 月～R5 年 11 月の決算額、12 月決算⇒R5 年 1 月～R5 年 12 月の決算額

※2 補助率

- ・補助率は原則 1/2 ですが、病院及び有床診療所は、各医療機関の「省エネの取組」に応じ
て、2/3、1/2 又は 1/3 のいずれかとなります。
- ・病院及び有床診療所の補助率は、「病院等の省エネ対策の取組に係る評価表」により決定します。

<病院及び有床診療所の補助率>

省エネ・再エネの取組状況	補助率
①再生可能エネルギー設備の整備を行う場合	2/3
②積極的に取組んでいる場合	
③【標準】一定程度取組んでいる場合	1/2
④主に運用の改善のみの場合	1/3

※3 面積按分比

- ・支援対象の事業所・施設が大型店舗内に所在するなど、光熱水費が支援対象外と区別がつかない場合は、「面積按分比」を乗じます。

「面積按分比」＝（対象床面積／総床面積）

対象床面積：光熱水費を算出した建物全体の総床面積のうち、支援対象部分の床面積

総床面積：光熱水費を算出した建物全体の総床面積

※4 支援期間

- ・R7 年度支援金の支援期間は基本的に 12 か月ですが、医療機関等については R8.6 の診療報酬改定までの間の支援とするため 14 か月となります。
- ・上記④のケースの基本的な支援の対象月は R7.10.1～R8.3.31 までの 6 か月となりますが、医療機関等については R7.10.1～R8.5.31 までの 8 か月となります。

イ 食材料費等

① 事業所・施設の開設時期が R7.4.1 以前の場合、次の計算式で算出します。

区 分		支給額
医療機関等	病院・有床診療所	$30,200 \text{ 円} \times \text{病床数}_{※1}$
障害福祉施設	障害者支援施設・障害児入所施設	$18,000 \text{ 円} \times \text{入所者数}_{※2}$
	短期入所（空床型を除く） 共同生活援助 宿泊型自立訓練	$(\text{R7 食材料費事業所負担額} - \text{R6 食材料費事業所負担額}) \times \text{補助率 } 1/2$ * 上式で得た額と 18,000 円に入所者数を乗じて得た額とを比較してより安価な額

② 事業所・施設の開設時期が R7.4.2～R7.10.1 の場合、次の計算式で算出します。

区 分		支給額
医療機関等	病院・有床診療所	$30,200 \text{ 円} \times \text{病床数}_{※1} \times \frac{8 \text{ か月}}{14 \text{ か月}}_{※4}$
障害福祉施設	障害者支援施設・障害児入所施設	$18,000 \text{ 円} \times \text{入所者数}_{※2} \times \frac{6 \text{ か月}}{12 \text{ か月}}$
	※3 短期入所（空床型を除く） 共同生活援助 宿泊型自立訓練	$(\text{R7 食材料費事業所負担額} - \text{R6 食材料費事業所負担額}) \times \text{補助率 } 1/2 \times \frac{6 \text{ か月}}{12 \text{ か月}}$ * 上式で得た額と 18,000 円に入所者数を乗じて得た額に 1/2（期間率）を乗じて得た額とを比較してより安価な額

※1 病床数

- ・ R7.10.1 時点の許可病床数（申請時点で休床している病床は除く）。

※2 入所者数

- ・ R7.10.1 時点で当該施設に入所している者の数（実人数）

※3 短期入所（空床型を除く）、共同生活援助、宿泊型自立訓練事業所

（支援対象）

- ・ 食材料費等を申請する事業所・施設は、R7.4.1 以降、食材料費等の価格高騰を理由とした食材料費利用者負担額の値上げを行っていない又は、既に徴収した値上げ相当額に係る本支援金支給額分の返還等を実施し、利用者への価格転嫁解消又は緩和を行う事業所・施設に限ります。

（利用者への返還）

- ・ 既に徴収した値上げ相当額に係る本支援金支給額分の返還額とは、次の式となります。

$$\text{返還額} = (\text{R7 年度} \times \text{食材料費事業所負担額} - \text{R6 年度} \times \text{食材料費事業所負担額}) \times 1/2 (\text{補助率})$$

※法人により決算時期に差異があるため、一概に 4.1～3.31 としていません。

各年の 1.1～12.31 を最も多く含む法人会計年度を当該年度としてください。

次の（支援金算定式の補足）は同じ考え方となります。

（支援金算定式の補足）

- ・ R7.3.31 以前に開設した事業所・施設において、R6 年度※分の食材料費が 1 年間分に満たない場合は、 $(\text{食材料費事業所負担額} \div \text{負担月数}) \times 12$ 月で仮定の R6 年度※食材料費事業所負担額をつくり、支援額を算出してください。
- ・ R7.4.1 指定の事業所・施設は、 $(\text{R7 年度※食材料費事業所負担額} - \text{R6 年度※食材料費事業所負担額})$ に代えて、 $(\text{R7 年度※食材料費事業所負担額} \times 0.104)$ とし、補助率（1/2）を乗じて支援額を算出してください。
- ・ R7.4.2 以降に開設した事業所・施設も同様に、算定式を $(\text{R7 年度※食材料費事業所負担額} \times 0.104)$ とし、補助率（1/2）及び期間率（6 か月/12 か月）を乗じて支援額を算出してください。

また、R7 年度※分の食材料費が 1 年間分に満たない場合は、 $(\text{R7 年度※食材料費事業所負担額} \div \text{負担月数}) \times 12$ 月で仮定の R7 年度※食材料費事業所負担額をつくり、上述の補助率及び期間率を乗じて支援額を算出してください。

※ 4 8 か月/14 か月

- ・ 30,200 円の支援単価はすでに 14 か月分なので、8/14 を乗ずることになります。

（4）提出書類

原則として、以下の書類をすべて提出してください。

なお、R6 年度支援金を受領している事業所・施設については光熱水費の算出根拠書類の提出は不要です。

No	書類の名称	内容
1	申請書	■申請書兼宣誓・同意書（様式第 1 号）【必須】 ■施設内訳書【必須】 ・ 電子申請の場合は、必ず指定の Excel ファイルを使用し、記載例及び「3 申請書・施設内訳書」を参考に作成。 <u>計算式等を改変したものでの申請は受け付けません。</u>
2	振込口座の通帳写し	■振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分）【必須】 ・ 支援金の振込先となる口座の通帳の写しを添付。 ・ 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座名義人（カナ名）が確認できるよう提出。 ・ 紙媒体の通帳がない場合（インターネットバンキングなど）は、電子通帳等の画像を提出。

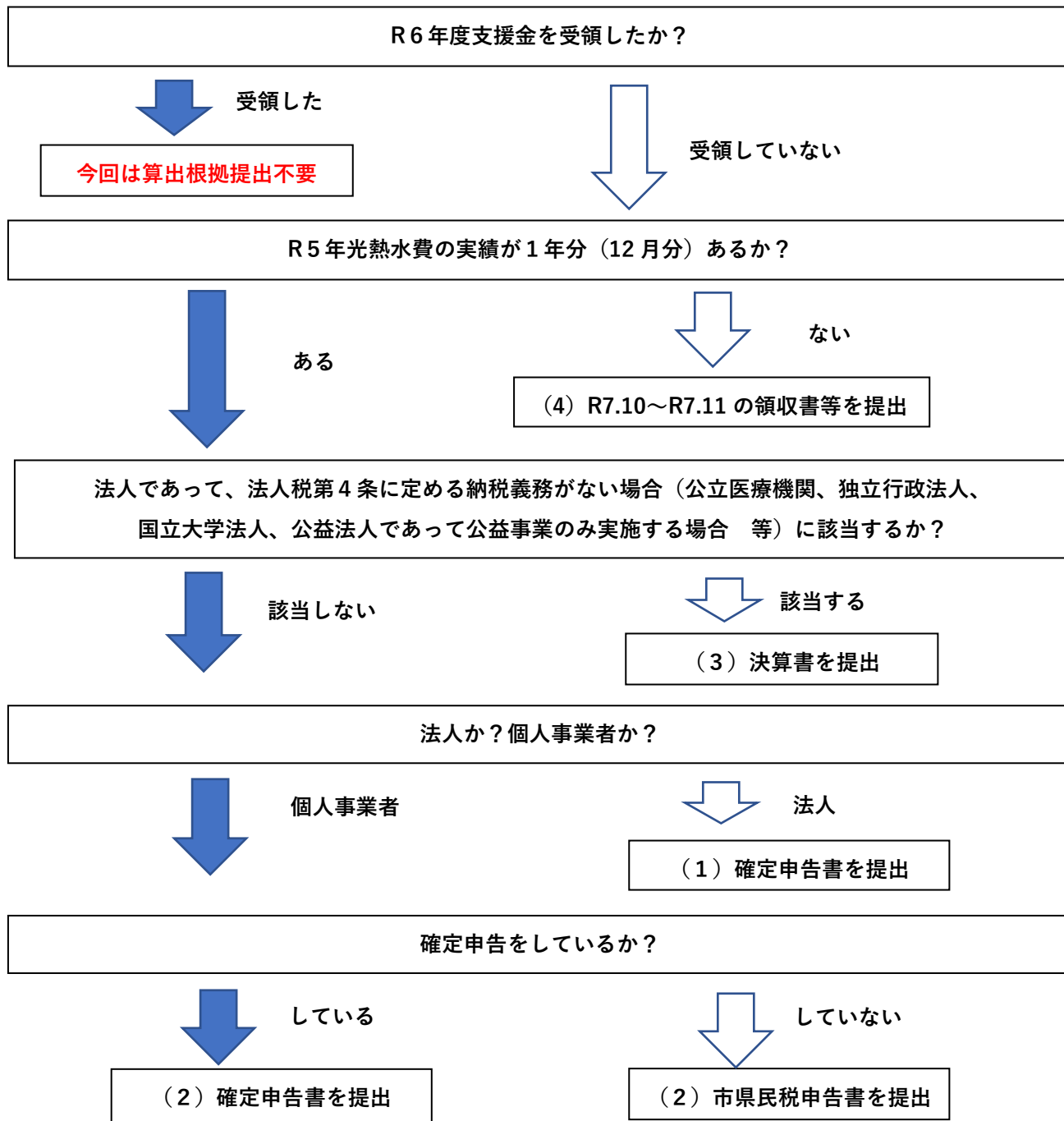
No	書類の名称	内容
3	省エネ対策の 取組確認書 <u>(病院・有床 診療所のみ必 須)</u>	■病院等の省エネ対策の取組に係る評価表（以下、評価表という） ・評価表は事業所（病院及び有床診療所）ごとに提出。 ・評価項目以外の省エネへの取組実績による加点は、<u>評価表を提出後に審査によって判断するため、申請時は評価表の補助率を使用。</u> ・取組は、主に病棟に使用するエネルギーに対する取組とし、R7 年度末までに完了したもの、若しくは、R7 年度中に事業に着手（入札、工事発注、工事着工といった取組を指し、院内合意だけでは不可）し、R8 年度末までに完了予定のもの。 ・再生可能エネルギー設備の整備を行う場合には、自らの経費で整備するほか、自院以外の事業者が自院の敷地内に設置し、発電される電力を全量、自院が購入する場合も含む。
4	食事提供実施 状況確認書類 <u>(障害福祉施 設のうち、短 期入所（空床 型を除く） 共同生活援助 宿泊型自立訓 練のみ必須)</u>	■原則として、各年度の事業所別（拠点別）決算書類 ※ただし、決算書類での対応が困難な場合は、事業所別に食材料費の収入・支出が整理されている書類を提出すること。 （食材料費の収入・支出のみを記載したエクセルの表などは不可。全体の経費の収入・支出が整理して記載されているものに限る）
5	光熱水費の 算出根拠書類 <u>(R6 年度支 援金を受領し ている事業 所・施設は不 要)</u>	（１）法人の場合 確定申告書 （R5.1 月～R5.12 月の光熱水費を一番多く反映した決算のもの） ※P5【決算期別対象期間】参照 ■確定申告書別表一の控え ■確定申告書別表四の控え ■光熱水費の算出根拠資料（決算書の損益計算書など） （確定申告書別表四に記載の当期利益又は当期欠損の額と一致する損益計算書であり、光熱水費がわかる資料） ・<u>確定申告書別表一の控え</u>には、收受日付印が押印（税務署で e-Tax により申告した場合には受付日時が印字）されている必要がある。 ・e-Tax による申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付。受信通知がない場合は、納税証明書（その 2 所得金額用）を税務署から取り寄せて提出する。

No	書類の名称	内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		(2) 個人事業者の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	確定申告書 (R5 年分)	■確定申告書第一表の控え (R5 年分) (個人番号の記載がある場合は消す) ■青色申告決算書の控え (青色申告の場合のみ提出) (光熱水費が記載されたもの) <table><tr><td rowspan="8">経費</td><td>租 税 公 課</td><td>⑧</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>荷 造 運 賃</td><td>⑨</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>水 道 光 熱 費</td><td>⑩</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>旅 費 交 通 費</td><td>⑪</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>通 信 費</td><td>⑫</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>広 告 宣 伝 費</td><td>⑬</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>接 待 交 際 費</td><td>⑭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>損 害 保 険 料</td><td>⑮</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>修 繕 費</td><td>⑯</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ■収支内訳書の控え (白色申告の場合のみ提出) (水道光熱費が記載されたもの) <table><tr><td rowspan="6">経費</td><td>給 料 賃 金</td><td>⑪</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>外 注 工 賃</td><td>⑫</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>減 価 償 却 費</td><td>⑬</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸 倒 金</td><td>⑭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>地 代 家 賃</td><td>⑮</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>利 子 割 引 料</td><td>⑯</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">費 その 他の 経 費</td><td>租 税 公 課</td><td>①</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>荷 造 運 賃</td><td>②</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>水 道 光 熱 費</td><td>③</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・確定申告書の控えには、收受日付印の押印（税務署で e-Tax により申告した場合第一表には受付日時が印字）が必要。 ・e-Tax による申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」の添付が必要。受信通知がない場合は、納税証明書（その2 所得金額用）を提出する。 ・確定申告書に収受受付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、当該年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」を税務署から取り寄せて提出する。 ・賃貸物件で事業を実施しており、水道光熱費を家賃として支払っている場合は、地代家賃に含まれる水道光熱費が確認できる経理書類を別途提出する。	経費	租 税 公 課	⑧																			荷 造 運 賃	⑨																			水 道 光 熱 費	⑩																			旅 費 交 通 費	⑪																			通 信 費	⑫																			広 告 宣 伝 費	⑬																			接 待 交 際 費	⑭																			損 害 保 険 料	⑮																			修 繕 費	⑯																			経費	給 料 賃 金	⑪																			外 注 工 賃	⑫																			減 価 償 却 費	⑬																			貸 倒 金	⑭																			地 代 家 賃	⑮																			利 子 割 引 料	⑯																			費 その 他の 経 費	租 税 公 課	①																			荷 造 運 賃	②																			水 道 光 熱 費	③																		
経費	租 税 公 課	⑧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	荷 造 運 賃	⑨																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	水 道 光 熱 費	⑩																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	旅 費 交 通 費	⑪																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	通 信 費	⑫																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	広 告 宣 伝 費	⑬																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	接 待 交 際 費	⑭																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	損 害 保 険 料	⑮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
修 繕 費	⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
経費	給 料 賃 金	⑪																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	外 注 工 賃	⑫																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	減 価 償 却 費	⑬																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	貸 倒 金	⑭																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	地 代 家 賃	⑮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	利 子 割 引 料	⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
費 その 他の 経 費	租 税 公 課	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	荷 造 運 賃	②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	水 道 光 熱 費	③																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

No	書類の名称	内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		【確定申告をしていない者のみ】 市民税・県民税申告書 (R5 年分) ■市民税・県民税申告書の写し ■収支内訳書の写し (水道光熱費が記載されたもの) <table><tr><td rowspan="6">経</td><td>給 料 賃 金</td><td>⑪</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><</tr></table>	経	給 料 賃 金	⑪																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		経		給 料 賃 金	⑪																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

No	書類の名称	内容
		※個人情報部分は必ず消してください。※事例1件で可。
	歯科技工物の作成等の実績確認書類 (歯科技工所のみ提出)	■R7年度に歯科技工物の作成又は加工等の実績が確認できる書類 例：納品した歯科技工物などの受領書 等 ※個人情報部分は必ず消してください。※事例1件で可。

【解説】「5 光熱水費の算出根拠書類」の提出物について



【解説】提出書類一覧

書類の名称		必要性
1	申請書兼宣誓・同意書及び施設内訳書	全事業所【必須】
2	振込先口座の通帳写し	全事業所【必須】
3	省エネ対策の取組確認書	病院・有床診療所のみ【必須】
4	食事提供実施状況確認書類	短期入所（空床型を除く）、共同生活援助、宿泊型自立訓練のみ【必須】
5	光熱水費の算出根拠書類	R6 支援金を受領している事業所・施設は不要
6	支給要件確認書類	施術所、助産所、歯科技工所のみ【必須】

（５）申請方法

- ・原則として「インターネット申請」となります。
- ・1つの法人又は個人で複数の事業所・施設を運営する場合は、茨城県内で運営する全ての事業所・施設の申請額を取りまとめて、一括して申請してください。
- ・この申請は、対象となる事業所・施設1か所につき1回限りです。

ア インターネット申請（原則）

次のアドレスのHPに掲載の【原則こちら】にある「WEB 申請はこちらから→」のアイコンから申請してください。

⇒ https://www.bukkashien.ibaraki.jp_

- ・インターネット申請は Graffer のアカウントを登録して行う場合とアカウントを利用しないで行う場合の2パターンあります。アカウントを登録して行う場合は、申請内容の一時保存や申請履歴の確認ができて便利です。
- ・ひとつの事業所区分（医療機関等、介護施設等、障害者施設、幼保施設）で5施設までの申請についてインターネット申請が可能です。
- ・インターネット申請は、申請に必要なすべての項目をまずは仮申請フォームから入力することになるため、申請書（Excel）そのものの作成は不要です。仮申請いただいた項目から県の方で申請書（Excel）を作成し、後ほどお送りするメールにて、申請額を確認・申請の意向をいただくことで本申請が完了となります。

※仮申請フォームでは申請額は表示されません。

必ず、後ほどお送りする申請書にてご確認ください。

- ・振込口座の通帳写しなどの添付書類は、あらかじめ写真やスキャンデータをご用意ください。なお、添付ファイルの容量はひとつ4MBとなっておりますので、容量を超過してしまう場合は、ファイルを圧縮（Zip ファイル化）して添付するようお願いします。ファイルの圧縮が難

しい場合の対応は、コールセンターまでお尋ねください。

イ インターネット申請（例外）

次のアドレスの HP に掲載の【以下に当てはまる場合はこちら】にある「例外申請フォームはこちらから→」のアイコンから申請してください。

⇒ https://www.bukkashien.ibaraki.jp_

・ こちらのアイコンを使用して申請いただくのは次のケースに限ります。

① ひとつの事業所区分（医療機関等、介護施設等、障害者施設等、幼保施設）で 6 施設以上を申請する場合

② 複数の施設分の R6 支援金を受給しており、その申請の際、施設ごとの光熱水費の算出が困難なため、ひとつの事業所に光熱水費をまとめて記載して申請した場合

・ 申請書（Excel）を作成のうえ、申請フォームに添付して申請してください。

ウ 郵送申請

インターネット申請ができない場合のみ、郵送により申請を受け付けます。（消印締切）

申請書に必要事項を記載の上、添付書類とともに以下まで送付してください。

【書面申請郵送先】

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金 審査デスク 宛

・ 申請書兼宣誓・同意書は、ホームページからダウンロードし、印刷して使用してください。

⇒ <https://www.bukkashien.ibaraki.jp>

・ 県から連絡する場合がありますので、提出時に必ず控えをお取りください。

・ 簡易書留又はレターパックなど、送付物の追跡ができる方法で送付してください。

（6） 審査・支給・不支給

・ R7 年度支援金は、審査の結果、適正と認められた場合に、申請者が指定する口座へ振り込みます。申請額と同額の支給を決定した場合は、振込をもって支給決定の通知と代えさせていただきますので、支給決定の通知は発送いたしません。予めご了承ください。

・ 振込名は、以下のいずれかの名称になります。

・ イバラキケンイリョウセイサクカ

・ イバラキケンイリョウジンザイカ

・ イバラキケンヤクムカ

・ イバラキケンチョウジュフクシカ

・ イバラキケンショウガイフクシカ

・ イバラキケンコドモミライカ

・ 審査の結果、要件を満たさない等の理由により R7 年度支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給決定の通知を発送します。

(7) その他・注意事項

- ・申請内容の確認のため、追加書類の提出や説明をお願いする場合があります。
- ・申請内容に不備がある場合は、不備の修正を依頼します。軽微な不備（誤字等）については、審査担当者が職権により修正いたします。
- ・書類の不備等があり、申請者に連絡・確認がとれない期間又は申請者が不備修正に応じない期間が30日間続いた場合には、申請が取り下げられたものとみなします。
- ・R7年度支援金の事務処理を円滑に進めるため、県では、必要に応じて検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- ・R7年度支援金の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、県は支給決定を取り消します。既に支給した支援金については、受領の日から納付の期間までに応じて年利10.95%の割合で計算した加算金と併せて返還していただきます。
- ・R7年度支援金の返還及び加算金の納付期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、未納に係る期間に応じた年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収いたします。
- ・不正受給と判断された場合、申請者名の公表や告訴等の措置をとる場合があります。

2 不支給要件

以下の（１）から（７）のいずれかに該当する場合は、R7年度支援金の支給対象外となります。

- （１） 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号又は第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）
- （２） 代表者又は役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者・施設
- （３） 暴力団等が実質的に経営を支配する者
- （４） 支給対象別表1のうち県又は市町村が運営する医療機関であって、地方公営企業の適用を受けていない医療機関
- （５） 支給対象別表2のうち国・地方公共団体（一部事務組合を含む。）が管理・運営している事業所・施設（指定管理を含む。）
- （６） 事業を営む個人であって、事業所得の申告（確定申告、市県民税申告）をしていない者
- （７） 偽りその他不正の手段を用いて、本県から給付金等金銭の交付を受け又はその交付の申請をしたことがある者
- （８） 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

3 申請書・施設内訳書

(1) 申請書

①申請者

入力項目	内 容
法人又は個人名	法人の場合は法人名、個人の場合は県に届けている開設者の氏名を記載してください（フリガナも記載）。
法人の場合、代表者の職氏名	法人代表者の職名、氏名を記載してください。
主たる事務所の所在地	本店・主たる事務所の所在地を記載してください。

②連絡担当者

入力項目	内 容
所属・氏名	審査の際に、県から問合せを行う際の担当となる方の所属と氏名を記載してください。
連絡先（電話番号）	担当者と連絡が取れる電話番号を記載してください。
連絡先（メールアドレス）	事業所・施設のメールアドレスを記載してください。

③申請額

指定の Excel ファイルに入力して申請する場合は、「(別紙) 施設内訳書」に入力することで自動計算されます。郵送申請の場合は、「(別紙) 施設内訳書」を作成したうえで、以下により記載してください。**計算式等を改変したものの申請は受け付けません。**

入力項目	内 容
事業所数	「(別紙) 施設内訳書」に記載した事業所について、事業所区分ごとに事業所数を計上して記載してください。
申請額	「(別紙) 施設内訳書」に記載した事業所について、事業所区分ごとに申請額を計上して記載してください。

④振込先口座

- ・振込先の口座は、必ず申請者と同じ名義のものを記入してください。
- ・**通帳の写し（表紙面と見開き面）を必ず添付してください。**

入力項目	内 容
金融機関名	金融機関名を記載してください。
本・支店名	本店若しくは支店名を記載してください。
金融機関コード	金融機関コードを記載してください。
支店コード	支店コードを記載してください。

口座名義	申請者名と一致する口座名義名を記載してください。
口座番号	口座番号を記載してください。
預金種目	預金種目を記載してください。

⑤申請添付書類

- ・申請書に添付した書類について、該当する項目に○をつけてください。

⑥宣誓・同意事項

- ・申請に際して、申請書に記載の内容について、宣誓・同意することが必要となります。
- ・必ず各事項を確認し、「以上のすべての事項について宣誓・同意します」の欄に○を記載してください。

なお、宣誓・同意の中には事業区分に特化したものもありますが、ここでの「すべて」は区分ごとに該当する宣誓・同意事項のみを指すこととします。

(2) 施設内訳書

入力項目		内 容
事業所名		事業所の名称を記載してください。
事業所区分		別表3の事業所区分から選択して記載してください。
事業所類型		別表3の事業所類型から選択して記載してください。
事業所所在地		事業所の所在地を記載してください。
事業所番号		事業所区分が介護施設等・障害者施設の場合のみ記載してください。
R6 支援金の受領		R7年度に実施した6支援金を受領している場合は○をつけてください。
開設日		いずれか該当する時期に○をつけてください。
R6 支援金を受領している場合	R5 年光熱水費	R6 支援金申請時と同じ額を記載してください。(R5 年光熱水費の実績が1年間(12 か月)ある場合は、R5 年1月～R5 年12 月の光熱水費を一番多く反映した決算額(法人税等の確定申告額)を記載)
	R6.10 月光熱水費	R6 支援金申請時と同じ額を記載してください。(R5 年光熱水費の実績が1年間(12 か月)ない場合は、R6 年10 月～R6 年11 月に使用した電気、ガス、水道の支出額を記載)
	R6.11 月光熱水費	
R6 支援金を受領していない場合	R5 年光熱水費	R5 年光熱水費の実績が1年間(12 か月)ある場合は、R5 年1月～R5 年12 月の光熱水費を一番多く反映した決算額(法人税等の確定申告額)を記載してください。
	R7.10 月光熱水費	開設時期がR6 年4 月2 日～R7 年10 月1 日までの場合は、R7 年10 月～11 月に使用した電気、ガス、水道の支出額を記載してください。
	R7.11 月光熱水費	
総床面積		支援対象の事業所が大規模店舗内に所在するなど、光熱水費が支援対象

対象床面積		外と区別がつかない場合は、面積按分により申請額を算出するため、総床面積・対象床面積を記載してください。
補助率（病院・有床診療所のみ）		「病院等の省エネ対策の取組に係る評価表」に主に病棟の省エネ・再エネ対策についての取組状況を記載すると、右下に補助率が自動計算されるので、この率（2/3、1/2、1/3）を記載してください。
光熱水費支給額		指定の Excel ファイルに入力した場合は、自動計算されます。 書面申請の場合は、「1 支援金の概要」の（3）アにより算出して記載してください。（千円未満切り捨て）
病床数・入所（居）者数		【病床数】医療機関等は、R7.10.1 時点の許可病床数を記載してください。ただし、申請時点で休床している病床は除きます。 【入所（居）者数】障害福祉施設は、R7.10.1 時点で当該施設に入所・入居している者の数（実人数）を記載してください。
短期入所、共同生活援助、宿泊型自立訓練のみ記入	食材料費事業所負担の有無	事業所において、利用者の食材料費の一部又は全部を負担している場合は有をプルダウンで選択してください。負担していない場合は無を選択してください。
	R6 年度食材料費事業所負担額	R6 年度に要した食材料費のうち、事業所において負担した金額を記載してください（原則、決算書類の食材料費支出と収入の差で算定可）。 なお、R6 年度途中に開設するなど負担が1年間分に満たない場合や R7.4.1 以降の開設で R6 年度実績がない場合は P 7 をご参照ください。
	R7 年度食材料費事業所負担額	R7 年度に要した食材料費のうち、事業所において負担した金額を記載してください（原則、決算書類の食材料費支出と収入の差で算定可）。 なお、R7.4.2 以降に開設した事業所・施設で、R7 年度の食材料費が1年間分に満たない場合は、P 7 をご参照ください。
食材料費等支給額		指定の Excel ファイルに入力した場合は、自動計算されます。 書面申請の場合は、「1 支援金の概要」の（3）イにより算出して記載してください。
申請額		指定の Excel ファイルに入力した場合は、自動計算されます。 書面申請の場合は、光熱水費支給額、食材料費等支給額合計額を記載してください。

別表 3

事業所区分	事業所類型	
医療機関等	病院 有床診療所 無床診療所（医科） 無床診療所（歯科）	薬局 施術所 助産所 歯科技工所
介護施設等	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 認知症対応型共同生活介護事業所 短期入所生活介護事業所（空床型を除く） 短期入所療養介護事業所（空床型を除く） 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 養護老人ホーム（特定施設を除く） 軽費老人ホーム（特定施設を除く） 通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）	認知症対応型通所介護事業所（共用型を除く） 通所リハビリテーション事業所（みなし指定を除く） 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所（みなし指定を除く） 訪問リハビリテーション事業所（みなし指定を除く） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 居宅介護支援事業所 居宅療養管理指導事業所（みなし指定を除く）
障害者施設	障害者支援施設 障害児入所施設 短期入所（空床型を除く） 共同生活援助 宿泊型自立訓練 生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 療養介護 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 就労選択支援	就労移行支援 就労定着支援 児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 自立生活援助 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 補装具製作所
幼児教育・ 保育施設	幼稚園 保育所 地域型保育事業所 幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園 認可外保育施設（居宅訪問型認可外保育施設を除く）